

●香川県告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成20年2月9日から編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

仲多度郡まんのう町吉野字上高屋原	仲多度郡まんのう町吉野字下高屋原3393の一部、3395の一部、3400の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに字下高屋原3400の2に隣接する道路、水路である町有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字大分股4275の1から4275の4まで、4277の4、4277の5、4277の7、4277の8、4277の12、4277の14、4277の20、4279の1、4283の1、4284の5、4284の6、4285の1から4285の3までの各一部、4285の4から4285の9まで、4285の10の一部、4285の11から4285の15まで、4285の17から4285の21まで、4285の23の一部、4285の24、4286の1から4286の3まで、4287の一部
	仲多度郡まんのう町炭所西字新池丙1692の1の一部、丙1694の2の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部
仲多度郡まんのう町吉野字下高屋原	仲多度郡まんのう町吉野字上高屋原3403の一部、3422の1の一部、3471の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部
	仲多度郡まんのう町吉野字大分股4285の1から4285の3までの各一部、4285の10の一部、4285の23の一部、4287の一部、4288